

静岡県公立大学法人研究成果有体物取扱規程

平成 21 年 4 月 1 日 規程第 147 号

(目的)

第 1 条 本規程は、静岡県公立大学法人（以下「本法人」という。）における研究開発成果としての有体物（以下「本有体物」という。）の取扱い及び管理（以下「取扱等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本有体物の適正な取扱等を図り、もって研究活動及び社会貢献活動を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において「本有体物」とは、次の各号に掲げるいずれかに該当するもので、学術的・財産的価値その他の価値のある材料、試料（微生物、新材料、試薬、試液、化学物質、実験動植物、菌株、試験装置、実験器具、動植物新品種等をいう）、試作品及びモデル品等の有体物をいう。

- (1) 研究開発の際に創作又は取得されたもので、研究開発の目的を達成したことを示すもの
- (2) 研究開発の際に創作又は取得されたもので、前号に掲げるものを得るために利用されるもの
- (3) 前 2 号に掲げるものを創作又は取得するに際し、派生して創作又は取得されたもの

2 本規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本法人の教職員
- (2) その他理事長が指名した者

(本有体物の取扱)

第 3 条 本有体物は、別段の登録を必要とせず、創作又は取得の時点で本有体物として取扱う。

(本有体物の帰属)

第 4 条 本法人において、教職員等により職務上得られた本有体物は、別段の定めのない限り、本法人に帰属するものとする。

(守秘義務)

第 5 条 教職員等は、本有体物に関する情報について、大学の利害に関係する場合は、その秘密を守らなければならない。

2 教職員等は、本有体物について、提供することが認められたものを除き、他にこれを提供してはならない。

3 第 1 項の守秘義務は、別段の取決めがない限り、教職員等がその身分を失った以降も課せられるものとする。

(外部機関の研究成果有体物の取扱)

第 6 条 教職員等は、外部機関の研究成果有体物について知り、又は取得する機会を得た場合には、本法人と外部機関との取り決めに従い守秘義務を負うものとする。

(外部機関において得た研究成果有体物)

第7条 教職員等は、外部機関において自らが主体となつて行つた研究等により得た研究成果有体物については、その外部機関の規程等により許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなくてはならない。

(本有体物の管理)

第8条 教職員等は、本有体物を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように管理しなければならない。

2 研究グループ等の長は、管理統括する研究グループ等の本有体物の管理及びその一定期間の保存に対して責任を負うものとする。

(本有体物の公表)

第9条 教職員等は、本有体物を公表しようとする場合には、関係者の合意を得た上で、前条第2項に定める研究グループ等の長に届け出なければならない。

(本有体物の譲渡又は貸与)

第10条 教職員等は、学外の者(法人等を含む)が本有体物の譲渡又は貸与を希望する場合には、本有体物の取扱いについて別に定める文書(申請書、承認書、契約書等)を相手方と取り交わすものとする。

2 前項に定めるもののほか、本有体物を有償で他に譲渡又は貸与する場合には、静岡県立大学職務発明規程により行うものとする。ただし、当該有体物の創作者を特定できない場合には、発明者相当分については管理統括する研究グループ等における研究費等に充当する。

附 則

本規程は、平成21年4月1日から施行する。